

手 続 名	地域専携薬局認定申請
手続の概要	地域専携薬局を称するには、あらかじめ北海道知事に申請を行い、認定を受ける必要があります。（別途掲載している申請スケジュールに従い、申請してください。）
根拠法令等	医薬品医療機器等法第6条の2第1項及び第2項、同法施行令第2条の7、同法施行規則第10条の2第1項から第6項
事務フロー	<pre> graph LR A[薬局開設者] -- ①申請 --> B[保健所] A -- ①申請 --> C[支所] C -- ②送付 --> B B <--> ③進達 D[医務薬務課] D -- ④認定証送付 --> B B -- ⑤認定証交付 --> A D -- ⑥報告 --> E[北海道地方薬事審議会] E --- F[⑦調査審議] </pre>
提出書類 (各1部)	<ol style="list-style-type: none"> 地域専携薬局認定申請書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第五の二） 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 認定基準適合表（記載要領に示す図面、写真及び手順書等を添付してください。） <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害に関する医師の診断書（申請者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り添付してください。） ※ 発行してからおおむね1か月以内のもの <input type="checkbox"/> 薬局平面図 添付書類は、省略できる場合がありますので、「添付書類の省略について」のページで確認してください。
手 数 料	北海道収入証紙（12,300円）を申請書余白に貼付してください。
そ の 他	申請書の提出後、保健所が実地確認を行う場合があります。 保健所から認定証の交付を受けた後、速やかに、薬局機能情報システムに認定状況の登録を行ってください。

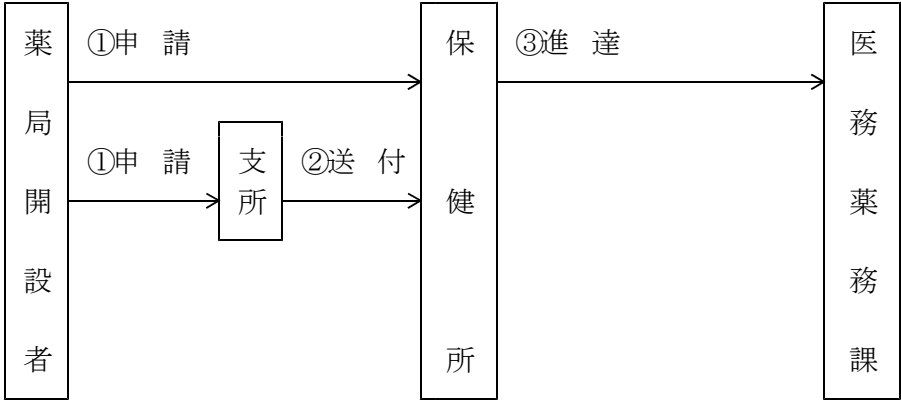
手 続 名	専門医療機関連携薬局認定申請
手続の概要	専門医療機関連携薬局を称するには、あらかじめ北海道知事に申請を行い、認定を受ける必要があります。（別途掲載している申請スケジュールに従い、申請してください。）
根拠法令等	医薬品医療機器等法第6条の3第1項及び第2項、同法施行令第2条の7、同法施行規則第10条の3第1項から第7項
事務フロー	<pre> graph LR A[薬局開設者] -- ①申請 --> B[保健所] A -- ①申請 --> C[支所] C -- ②送付 --> B B <--> ③進達 D[医務薬務課] D -- ④認定証送付 --> B D -- ⑥報告 --> E[北海道地方薬事審議会] E --- F[⑦調査審議] B -- ⑤認定証交付 --> A </pre>
提出書類 (各1部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門医療機関連携薬局認定申請書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第五の三） 2 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 認定基準適合表（記載要領に示す図面、写真及び手順書等を添付すること。） <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害に関する医師の診断書（申請者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り添付してください。） <ul style="list-style-type: none"> ※ 発行してからおおむね1か月以内のもの <input type="checkbox"/> 薬局平面図 3 添付書類は、省略できる場合がありますので、「添付書類の省略について」のページで確認してください。
手 数 料	北海道収入証紙（12,300円）を申請書余白に貼付してください。
そ の 他	申請書の提出後、保健所が実地確認を行う場合があります。 保健所から認定証の交付を受けた後、速やかに薬局機能情報システムに認定状況の報告を行ってください。

手 続 名	地域専携薬局認定更新申請
手続の概要	地域専携薬局は、1年ごとにその更新を受けなければなりません。（別途掲載している申請スケジュールに従い、申請してください。）
根拠法令等	医薬品医療機器等法第6条の2第4項、同法施行令第2条の7、同法施行規則第10条の9第1項及び第2項
事務フロー	<pre> graph LR A[薬局開設者] -- ①申請 --> B[保健所] A -- ①申請 --> C[支所] C -- ②送付 --> B B <--> ③進達 D[医務薬務課] D -- ④認定証送付 --> B D -- ⑥報告 --> E[北海道地方薬事審議会] E -- ⑦調査審議 --> D B -- ⑤認定証交付 --> A </pre> <p style="text-align: right;">⑦調査審議</p>
提出書類 (各1部)	<ol style="list-style-type: none"> 地域専携薬局認定申請書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第五の五（一）） 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域専携薬局認定証（原本） <input type="checkbox"/> 認定基準適合表（記載要領に示す図面、写真及び手順書等を添付すること。） <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害に関する医師の診断書（申請者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り添付してください。） <p>※ 発行してからおおむね1か月以内のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 薬局平面図 <ol style="list-style-type: none"> 添付書類は、省略できる場合がありますので、「添付書類の省略について」のページで確認してください。
手 数 料	北海道収入証紙（12,300円）を申請書余白に貼付してください。
そ の 他	申請書の提出後、保健所が実地確認を行う場合があります。

手 続 名	専門医療機関連携薬局認定更新申請
手続の概要	専門医療機関連携薬局は、1年ごとにその更新を受けなければなりません。（別途掲載している申請スケジュールに従い、申請してください。）
根拠法令等	医薬品医療機器等法第6条の3第5項、同法施行令第2条の7、同法施行規則第10条の9第1項及び第2項
事務フロー	<pre> graph LR A[薬局開設者] -- ①申請 --> B[保健所] A -- ①申請 --> C[支所] C -- ②送付 --> B B -- ③進達 --> D[医務薬務課] D -- ④認定証送付 --> B D -- ⑥報告 --> E[北海道地方薬事審議会] E -- ⑦調査審議 --> E B -- ⑤認定証交付 --> A </pre>
提出書類 (各1部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門医療機関連携薬局認定更新申請書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第五の五（二）） 2 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 専門医療機関連携薬局認定証（原本） <input type="checkbox"/> 認定基準適合表（記載要領に示す図面、写真及び手順書等を添付すること。） <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害に関する医師の診断書（申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り添付してください。） <p>※ 発行してからおおむね1か月以内のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 薬局平面図 <p>3 添付書類は、省略できる場合がありますので、「添付書類の省略について」のページで確認してください。</p>
手 数 料	北海道収入証紙（12,300円）を申請書余白に貼付してください。
そ の 他	申請書の提出後、保健所が実地確認を行う場合があります。

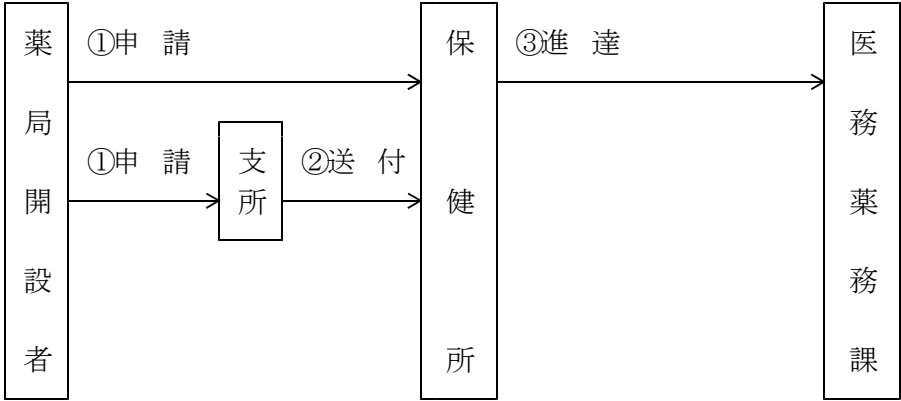
手 続 名	認定証書換え交付申請（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）
手続の概要	地域連携薬局・専門医療機関連携薬局認定証の記載事項に変更が生じたときは、北海道知事に認定証の書換え交付を申請することができます。
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項及び第2項、同法施行規則第10条の6
事務フロー	<pre> graph LR A[薬局開設者] -- ①申請 --> B[保健所] B -- ②送付 --> C[支所] C -- ③進達 --> D[医務課] D -- ④認定証送付 --> B B -- ⑤認定証交付 --> A </pre>
提出書類 （各1部）	1 許可証書換え交付申請書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第三） 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局認定証（原本）
手 数 料	北海道収入証紙（2,200円）を申請書余白に貼付してください。
そ の 他	別途、変更届の提出も必要です。

手 続 名	認定証再交付申請（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）
手続の概要	地域連携薬局・専門医療機関連携薬局認定証を破り、汚し、又は紛失したときは、北海道知事に許可証の再交付を申請することができます。
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項から第3項、同法施行規則第10条の7
事務フロー	<pre> graph LR A[薬局開設者] -- ①申請 --> B[保健所] B -- ③進達 --> C[医務薬務課] C -- ④認定証送付 --> B B -- ②送付 --> D[支所] D -- ⑤認定証交付 --> A </pre>
提出書類 (各1部)	1 許可証再交付申請書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第四） 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局認定証（原本）（破損、汚損の場合）
手 数 料	北海道収入証紙（3,300円）を申請書余白に貼付してください。
そ の 他	認定証は薬局の見やすい場所に掲示する義務がありますので、認定証を紛失したときは速やかに再交付申請をしてください。 失った認定証を発見したときは、直ちに認定証を北海道知事あて返納しなければなりません。

手 続 名	変更届（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）
手続の概要	<p>地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定を受けている者は、厚生労働省令で定める事項を変更したとき（又はするときは）、30日以内（又は事前）に、北海道知事にその旨を届け出なければなりません。</p> <p><届出を要する事項></p> <p>(1) 変更後30日以内に提出</p> <p>一 認定薬局開設者の氏名、住所</p> <p>二 認定薬局開設者が法人であるときは、その業務に責任を有する役員の氏名</p> <p>三 医薬品医療機器法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師（専門医療機関連携薬局）</p> <p>(2) 事前提出</p> <p>薬局の名称</p>
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行規則第16条の3第1項から第3項
事務フロー	 <pre> graph LR A[薬局開設者] -- ①申請 --> B[保健所] A -- ①申請 --> C[支所] C -- ②送付 --> B B -- ③進達 --> D[医務薬務課] </pre>
提出書類 （各1部）	<p>1 変更届書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第六）</p> <p>2 添付書類 次の各項目に該当しない場合は、添付書類は不要です。</p> <p>(1) 認定薬局開設者の氏名を変更したとき</p> <p><input type="checkbox"/> 認定薬局開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（法人であるときは、登記事項証明書）</p> <p>※ 発行してからおおむね3か月以内のもの</p> <p>(2) 業務に責任を有する役員の氏名を変更したとき</p> <p><input type="checkbox"/> 精神の機能の障害に関する医師の診断書 （精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合）</p> <p>※ 発行してからおおむね1か月以内のもの</p> <p>(3) 医薬品医療機器等法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師を変更したとき（専門医療機関連携薬局）</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し（開設者が原本と相違ない旨の証明をしたもの。）又は使用関係を証する書類（開設者自身と法人の役員については不要。）</p> <p>(4) 変更後30日を過ぎた場合又は事前に届け出ることとされている事項を事後に届け出する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 遅延理由書</p> <p>1 添付書類は、省略できる場合がありますので、「添付書類の省略について」のページで確認してください。</p>

手数料	不要
その他	薬局機能情報システムについても、変更の登録を行ってください。

No.8

手続名	返納届 (地域連携薬局・専門医療機関連携薬局)
手続の概要	認定薬局開設者が地域連携薬局・専門医療機関連携薬局と称することをやめたことにより認定証を返納するときは、地域連携薬局等と称することをやめた日から30日以内に、様式第八による届書を当該認定証を交付した北海道知事に提出しなければならない。
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行令第2条の10、医薬品医療機器等法施行規則第10条の8
事務フロー	 <pre> graph LR A[薬局開設者] -- ①申請 --> B[保健所] A -- ①申請 --> C[支所] C -- ②送付 --> B B -- ③進達 --> D[医務薬務課] </pre>
提出書類 (各1部)	1 休止・廃止・再開届書 (様式: 医薬品医療機器等法施行規則様式第八) 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局認定証 (原本) <input type="checkbox"/> 遅延理由書 (称することをやめた日から30日を過ぎた場合)
手数料	不要
その他	認定証を紛失して添付できない場合は、理由書を添付してください。 薬局機能情報システムについても、変更の登録を行ってください。